

自分の将来のために 20歳からの国民年金

本庁住民課 (年金係)

電話0994-22-3039

支所住民生活課 (住民係)

電話0994-25-2511

20歳を迎えられた皆さん、ご成人おめでとうございます。20歳になったら、国民年金被保険者です。加入手続きは、役場国民年金担当窓口で手続きください。

●20歳の時点で厚生年金保険、共済組合などに加入している方(会社員、公務員など)は届出の必要はありません。

●20歳の時点で会社員、公務員などに扶養されている配偶者(専業主婦など)は、配偶者の勤務先に届出が必要です。

※厚生年金と国民年金が切り替わる人。自分の職業に異動があったときは、必ず年金も異動します。届けをお忘れなく。

◆保険料の納付方法

社会保険庁から送付される納付書で各金融機関・農協・郵便局・コンビニエンスストア・社会保険事務所などで納めてください。

◆保険料の納付は口座振替が便利です

一度簡単な手続きをしておけばあとは自動的に納めることができます。

早割制度もあります。月々納める人にも、まとめて納める人にもお得な制度です。

◆保険料を納める事が困難なときはどうすればいいの？

学生のみなさんは：学生納付特例制度(毎年度申請が必要です)。

事情により保険料が納められない人は：免除制度があります。決められた要件にあてはまると保険料の全額または一部が免除になります。

30歳未満の人のための：若年者納付猶予制度(本人と配偶者のみの所得を基準)

◆猶予期間等の年金はどうなるの？

若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける

年金の受給資格期間に導入されますが、年金額には反映されません。

そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただくようになってます。(追納)

◆年金を受給するためには？

●年金を受けるために必要な期間は**25年以上**

●満額受給するためには**40年**

●病気やけがの障害には支給要件を満たしていれば**障害基礎年金**

年金のこともっと知りたい？

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>
鹿屋社会保険事務所 0994-42-5121

年金相談所開設のお知らせ

- 日時 平成19年1月31日(水)
午前10時から午後3時まで
- 場所 錦江町役場田代支所1階会議室

あなたの厚生年金保険、国民年金などの年金に関する相談に応じます。

お気軽にご利用下さい。相談手数料は不要です。
(年金手帳・年金証書・印鑑などをお持ち下さい。)

鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121
本庁住民課(年金係) 電話 0994-22-3039
支所住民生活課(住民係) 電話 0994-25-2511

相談内容

- ★定年や病気などで会社や工場を退職した方で、その後の病気治療や年金の手続きについて知りたい方。
- ★以前勤務した会社、工場などで、年金をかけていたかなど、年金の加入期間を調べたい方。
- ★基礎年金番号がわからない。その内容を知りたい方。
- ★現在まで厚生年金、国民年金、共済組合などの年金制度に全く加入したことのない方。
- ★2つ以上の年金制度に加入した人で、年金の通算制度について知りたい方。
- ★現在、年金をもらっている方で、年金額に疑問のある方、現況届など、いろいろな届出の方法について知りたい方。
- ★障害年金、遺族年金、母子年金などについて知りたい方。
- ★年金請求手続きや年金に関する手続き用紙をもらいたい方。
- ★年金受給者の死亡による、死亡届、未支給請求、遺族年金請求、死亡一時金請求書について知りたい方。など